

和歌山県監査公表第12号

令和6年2月14日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、自動車等使用台帳による自動車の適正な管理について、車両管理者・車両管理補助者を含めた部内職員に周知徹底した。

2 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 収入事務について改めて研修を行うとともに、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定められた期限までに督促状を発付するよう周知徹底し、適正な事務処理に努めている。

3 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。

4 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 教科用図書を二重に給与し、過給与分の教科書代金相当額を国へ返納している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、関係職員に周知するとともに、決裁権者も含めた複数人による確認作業を徹底することで、再発防止に努める。